

# 10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします

▶子育て支援課 ☎23-3513



## ◆保育所、認定こども園、幼稚園など

### 3～5歳児の場合

**【無償になる期間】**満3歳になった後の最初の4月[認定こども園(1号認定)、幼稚園は満3歳になった日]から小学校就学前の3月まで

※1号認定とは、満3歳以上で、保護者の就労などにかかわらず教育を希望する子ども

※幼稚園は、月額2万5,700円まで保育料が無償

**【無償化対象外】**給食費(これまで保育料に含まれていた給食材料費も対象外)、延長保育料、通園送迎費、教材料費など

**【その他】**地域型保育事業、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象

### 0～2歳児の場合

市民税非課税世帯は保育料が無償

## ◆認可外保育施設など

- 「保育の必要性の認定」を市から受けた場合は、利用料が無償化の対象
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届け出が必要。利用施設に直接ご確認ください
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業なども対象となる場合があります

### 3～5歳児の場合

**【無償になる期間】**満3歳になった後の最初の4月から小学校就学前の3月まで。月額3万7,000円まで利用料が無償

### 0～2歳児の場合

市民税非課税世帯は月額4万2,000円まで利用料が無償

## ◆障害児通園施設など

- 障害のある子どもたちのための児童発達支援、保育所等訪問支援などの利用者負担が無償

**【無償になる期間】**満3歳になった後の最初の4月から小学校就学前の3月まで

**【無償化対象外】**利用者負担以外の費用(医療費や食費などの現在実費で負担しているもの)

**【その他】**保育所、認定こども園、幼稚園などと障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償。ご利用の障害児通園施設との間で、無償化対象であることを事前にご確認ください

※詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください

## 高松保育園、赤羽根保育園および若戸保育園の統合・民営化について

保育環境の向上のため、令和4年4月を目標に、高松保育園、赤羽根保育園および若戸保育園を統合し、認定こども園を開園します。

現在、進められている「田原赤羽根土地区画整理事業」でこども園用地として確保される土地に、民間事業者が運営する認定こども園を建設する取り組みを進めています。

保育園の統合・民営化は、本市の将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、より良い保育環境を提供することを目指して行っています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

期日	今後のスケジュール
令和元年度	移管法人の募集
令和2年度	新園舎の設計
令和3年度	新園舎の建設
令和4年4月	新こども園の開園

▶子育て支援課 ☎23-3513